

別紙様式4 (その3)

抽出事案説明書

(担当部局名：沿岸広域振興局 宮古地域振興センター・宮古水産振興センター)

| | |
|---------|--|
| 入札方式 | 随意契約方式 |
| 工事名 | 島の越漁港漁港施設機能強化（人工地盤下部工その2）工事 |
| 工事種別 | 土木工事 |
| 工事概要 | 仮設工（土留・仮締切工） 1式 |
| 随意契約の理由 | <p>1 随意契約の根拠規程</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 「競争入札に付することが不利と認められるとき」</p> <p>2 随意契約の理由</p> <p>(1) 当該工事は、島の越漁港漁港施設機能強化（人工地盤下部工）工事（以下「現工事」という。）に追加して行う工事である。</p> <p>(2) 工事施工箇所は、施工可能範囲が極端に制限されており、現工事施工業者以外が同一箇所で作業することが非常に困難である。</p> <p>(3) 当該工事は、現工事の施工中に必要が生じた追加工事であるが、施工時期等を密接に調整しなければならないことから、現工事施工業者以外の者が施工した場合、迅速かつ円滑な施工に支障をきたす恐れがある。</p> <p>(4) 現工事施工業者が当該工事を行えば、工期の短縮に加え、安全かつ円滑な施工を確保するうえで有利である。</p> <p>以上の理由から、上記1の根拠規程により随意契約とし、現工事施工業者を選定業者としたものである。</p> |
| 契約金額 | 139,104千円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 10,304千円） |
| その他 | <p>【「現工事」の内容】</p> <p>工事名：島の越漁港漁港施設機能強化（人工地盤下部工）工事</p> <p>入札方式：条件付一般競争入札（H26.7.23入札）</p> <p>請負業者：株式会社タカヤ</p> <p>請負額：279,180,000円</p> <p>工期：H26.8.8～H28.3.31（現時点）</p> <p>工事内容：人工地盤 1式 下部工 1式 RC橋脚 8基</p> |

随意契約理由書

工事番号：27-2-6008-00044 業務名：島の越漁港漁港施設機能強化（人工地盤下部工その2）工事

| | |
|--------|--|
| 根拠規程等 | <ul style="list-style-type: none">・随意契約根拠規定 「地方自治法施行令」第167条の2第1項第6号 ⇒ 競争入札に付することが不利と認められるとき・業者選定根拠規定 「会計規則」第108条第2項 「会計規則の運用」第108条第2項第1号 |
| 随意契約理由 | <p>今回発注しようとする島の越漁港漁港施設機能強化（人工地盤下部工その2）工事（以下「本工事」という。）は、<u>現工事である島の越漁港漁港施設機能強化（人工地盤下部工）工事（以下「現工事」という。）に追加して行う工事である。</u></p> <p>現場状況として、工事施工箇所の東側（海側）に岸壁、西側（山側）に県道が隣接しており、更に、南側には既存の施設である製氷棟があり、北側には田野畑村施工工事箇所（荷捌き所建設工事）があることから、<u>極端に施工可能範囲が制限されている状況にあるため、現工事の施工業者以外が同一箇所で作業することが非常に困難である。</u></p> <p>また、現工事において仮設矢板工を施工した際に、<u>硬質地盤により矢板設置ができない箇所が発生したため、硬質地盤に削孔できるダウンザホール工法を追加施工する必要性が生じた。</u>ダウンザホール工法は現工事矢板設置工の直前に実施しなければ、掘削孔を転石等が塞ぐ等の支障が生じるため、<u>現工事と施工時期を密接に調整しなければならないが、現工事受注者以外の者が施工した場合、施工責任の所在が不明確であり、これにより問題が生じる危険性が高い。</u></p> <p>しかし、<u>現工事施工者が当該追加工事を行えば、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確保することができ有利である。</u></p> <p>以上のことから、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第6号『競争入札に付することが不利と認められるとき』に該当すると認められ、競争入札に適さないと判断される。</p> |
| 選定業者 | <ul style="list-style-type: none">・ 020-0866 盛岡市本宮五丁目5番5号 株式会社タカヤ |
| 選定理由 | 島の越漁港漁港施設機能強化（人工地盤下部工）工事の施工業者である、株式会社タカヤを請負業者として選定するものである。 |

【参考】

（見積書の徴収）

「会計規則」第108条第2項

⇒ 前項の見積書は、2人以上の者（出納局長が別に定めるものにあつては、1人）から徴さなければならない。

「会計規則の運用」第108条関係

⇒ 第2項に規定する出納局長が定めるものは、次に掲げる場合とする。

(1) 契約内容又は地域的特殊事情により、契約の相手方が特定されるとき。

(案)

宮 地 七 号 外
平 成 27 年 8 月 24 日
(通知日)

〒 《郵便番号》 }
《住所》 } 下記選定業者一覧のとおり 発送/1者
《業者名》様 }

沿岸広域振興局長

建設工事見積依頼について

次の建設工事を執行しますので、下記により見積願います。

記

- 1 建設工事名 島の越漁港漁港施設機能強化（人工地盤下部工その2）工事
- 2 工事場所 下閉伊郡田野畑村島越地内
- 3 工事期間 平成28年3月15日まで
- 4 設計図書 別添のとおり
(見積書等提出時に併せて返却願います。)
- 5 見積の日時及び場所
(1) 日 時 平成27年9月9日(水) 11時00分
(2) 場 所 宮古市五月町1-20 宮古地区合同庁舎 2階 入札室
- 6 見積条件 別紙「見積条件」による

【選定業者一覧】

| 《業者名》 | 《郵便番号》 | 《住所》 | No. |
|-----------|----------|------------|-----------|
| 1 (株) タカヤ | 020-8588 | 盛岡市本宮5-5-5 | 00-002354 |

宮古地域振興センター
支出入札課 担当:高橋
電 話 : 0193-64-2211
F A X : 0193-63-4703

宮 地 七 号 外
平成 27 年 8 月 24 日

〒 020-8588
盛岡市本宮 5 - 5 - 5
(株) タカヤ 様

沿岸広域振興局長

建設工事見積依頼について

次の建設工事を執行しますので、下記により見積願います。

記

- 1 建設工事名 島の越漁港漁港施設機能強化（人工地盤下部工その2）工事
- 2 工事場所 下閉伊郡田野畑村島越地内
- 3 工事期間 平成28年3月15日まで
- 4 設計図書 別添のとおり
(見積書等提出時に併せて返却願います。)
- 5 見積の日時及び場所
(1) 日 時 平成27年9月9日(水) 11時00分
(2) 場 所 宮古市五月町1-20 宮古地区合同庁舎 2階 入札室
- 6 見積条件 別紙「見積条件」による

| |
|---|
| 宮古地域振興センター 支出入札課 担当:高橋 電 話 : 0193-64-2211 F A X : 0193-63-4703 |
|---|

見 積 条 件

1 見積書の記載事項

見積書には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 見積年月日
- (2) 頭書きに「見積書」である旨記載
- (3) 見積金額
- (4) 見積件名（建設工事名）
- (5) あて名（「沿岸広域振興局長」とする。）
- (6) 見積参加者の住所・氏名（委任された者が見積を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書きに「代理人」と記載する。）

2 代理人による見積

代理人が見積する場合は、次に掲げる事項を記載した委任状を見積合せ執行前に提出すること。

なお、今回の見積書の提出日以前に岩手県知事又は沿岸広域振興局長宛てに委任状を提出し、受理されている場合は、その写しでも可とする。

- (1) 委任者の住所、氏名及び印（法人の場合は、その住所、名称又は商号、代表者の氏名及び印）
- (2) 委任事項
- (3) 受任者の住所、氏名及び印

3 郵送による見積は認めない。

4 被指名者が指定した時刻までに見積書を提出しない場合は、当該見積を辞退したものとして取扱う。

5 見積の回数は定めない。

6 提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

7 見積の無効

次に掲げる見積は、無効とする。

- (1) 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- (2) 委任状を持参しない代理人のした見積
- (3) 記名押印をしていない見積
- (4) 金額を訂正した見積
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない見積
- (6) その他見積に関する条件に違反して見積した場合

8 契約予定者の決定

予定価格の制限の範囲内で見積した際、契約予定者とする。




9 見積書の記載金額

契約決定にあたっては、見積書に記載された金額に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税抜き）を見積書に記載すること。

見 積 調 書

| 見 積 日 時 | 平成27年9月9日(水) 11時00分 | | | |
|----------|------------------------------|---------|---------|---------|
| 工 事 名 | 島の越漁港漁港施設機能強化(人工地盤下部工その2) 工事 | | | |
| 工 事 場 所 | 下閉伊郡田野畑村島越地内 | | | |
| 予定価格(税込) | 139,235,760 円 | | | |
| 予定価格(税抜) | 128,922,000 円 | | | |
| 指名業者 | 見積額(千円) | | | 落札額(千円) |
| | 第1回 | 第2回 | 第3回 | |
| (株) タカヤ | 141,000 | 139,000 | 137,000 | |
| | | | | |
| | 第4回 | 第5回 | 第6回 | |
| (株) タカヤ | 133,000 | 130,000 | 129,800 | |
| | | | | |
| | 第7回 | 第8回 | 第9回 | |
| (株) タカヤ | 129,500 | 129,300 | 129,000 | |
| | | | | |
| | 第10回 | | | |
| (株) タカヤ | 128,800 | | | 128,800 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

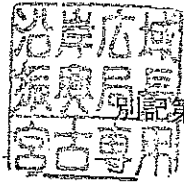
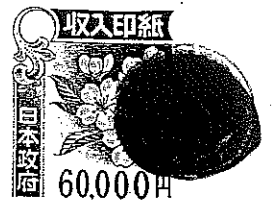
(50音順)

| | | |
|---|---|---|
| 執行者 | 補助者 | 委任状確認者 |
|  |  |  |

備 考 見積額に当該額の8%に相当する額を加算した金額が法律上の見積価格である。

(落札額)

(落札価格)



岩手県営建設工事請負契約書

- 1 工事名 島の越漁港漁港施設機能強化（人工地盤下部工その2）工事
- 2 工事場所 下閉伊郡田野畑村島越地内
- 3 工期 自 平成27年9月16日
至 平成28年3月15日
- 4 請負代金額 金 139,104,000 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 10,304,000円)
- 5 契約保証金 免除
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

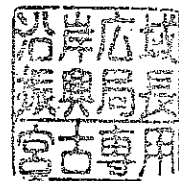
上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

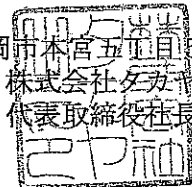
平成27年9月15日

発注者 岩手県

契約担当者 沿岸広域振興局長 佐々木 和延



受注者 盛岡市本宮五丁目5番5号



望月 郁夫

島の越漁港漁港施設機能強化（人工地盤下部工その2）工事の概要について

島の越漁港は、漁場の開発及び漁船の避難上特に重要な漁港であります。また、震災前には田野畑村漁協本所や荷捌所が立地する村の水産拠点であるとともに、優れた海岸景観を楽しむ観光船発着場を有する漁港であり、付近には地域住民の暮らしを支える三陸鉄道島越駅があるなど、田野畑村にとって重要な拠点でもあります。

しかし、東日本大震災の大津波により、人名被害、家屋被害、各種施設が壊滅的な被害を受けたことから、産業や観光の復旧・復興を図る一方、高台へ早急に避難できる機能整備として漁港施設機能強化整備事業において津波避難誘導デッキ（人工地盤）の整備を行っているところです。

本工事はその施設の下部工として仮設矢板設置に伴う先行掘削を実施するものです。

1 工事期間

平成 27 年 9 月 26 日 ～ 平成 28 年 3 月 15 日

2 工事概要

仮設矢板設置に伴うダウンザホールハンマ工による先行掘削

【仮設矢板設置数量】

海側 掘削深 H=7.3m 掘削延長 L=0.4m/本 28 本 L=11.2m

山側 掘削深 H=6.9m 掘削延長 L=0.4m/本 188 本 L=75.2m

掘削深 H=8.3m 掘削延長 L=0.4m/本 108 本 L=43.2m

全体 324 本（全延長 L=129.6m、掘削深 H=6.9m～8.3m）

3 工事発注経緯

現工事において仮設矢板設置のため、硬質地盤用機械により施工していましたが、一部に非常に硬質な地盤があり、掘削できない箇所が発生しました。

このため、より硬質な地盤での削孔が可能であるダウンザホールハンマによる機械掘削をしなければならなくなったものです。